

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
各 方 面 本 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警 察 庁 丁 運 発 第 8 3 号
令 和 6 年 5 月 1 3 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

外国語による学科試験等の実施の拡大を始めとする外国人が円滑に運転免許を取得できる環境の整備について(通達)

我が国で就労する外国人は過去最高を更新し、外国人による運転免許の取得者数も年々増加しており、令和5年末には保有者数は約116万人と過去最高となっている。

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更が、令和6年3月29日に閣議決定され、特定技能の対象分野に新たに自動車運送業等4分野が追加されるなど、来日外国人の増加が予想され、外国人が運転免許を円滑に取得できる環境を整備することが求められる。

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条第1項第3号の規定による運転免許学科試験及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第34条の4第1項の規定による知識確認(以下「学科試験等」という。)について、「外国人等に対する運転免許学科試験等の適切な実施について(通達)」(令和3年5月17日付け警察庁丁運発第104号)により、外国語の学科試験等の拡大を順次図ってきたところであるが、第二種免許を含め、20言語の学科試験等の問題例を既に配布していること等を踏まえ、各都道府県警察にあっては、下記により、外国語による学科試験等の導入拡大と外国人が円滑に運転免許を取得できる環境の整備を図りたい。

なお、前記通達は廃止する。

記

1 20言語による学科試験等の実施

(1) 居住実態や要望等を踏まえた外国語による学科試験等の導入拡大

警察庁から送付されている問題例を使用し、20言語(英語、スペイン語、ペルシャ語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語、ウクライナ語、シンハラ語、ウルドゥー語、アラビア語及びヒンディー語)による第一種・第二種学科試験、仮免許試験及び知識確認の学科試験等の問題を、下記により速やかに作成し、導入を図ること。

なお、問題の作成に当たっては、警察庁が送付している問題例を使用することとするが、各都道府県警察において独自の問題を作成することを妨げるものではない。

ア 管轄内の外国人の居住実態や要望等があり、需要が見込まれる言語

「学科試験の適正な管理について(通達)」(令和3年6月18日付け警察庁丁運発第135号)により、4～5種類程度の問題パターンで開始し、その後可及的速やかにパターンを増やすこと。

イ ア以外で、当面大きな需要が見込まれない言語

それぞれ2種類以上の問題パターンを作成し、受験状況や状況の変化に応じて、パターンを増やすこと。

(2) 留意事項

ア 管轄内の外国人の居住実態や要望等の把握に努め、上記の問題の作成を柔軟に行うこと。

イ 外国語の学科試験等の問題作成に先立ち、必ず日本語の問題を作成し、これに対応する外国語の問題を作成することとし、外国語の問題の修正や削除に誤りがないようにすること。

ウ 学科試験問題の作成に当たっては、「学科試験の出題形式、出題範囲及び出題基準等について（通達）」（令和5年3月30日付け警察庁丁運発第46号）における学科試験出題基準に適合していることを確認すること。

エ 警察庁が送付した問題例を使用せず、独自に問題を作成する場合には、法97条第3項の規定に基づき、「交通の方法に関する教則」の範囲内からの出題となっていることを確認すること。

2 円滑な外免切替の実施に向けた体制等の強化等

(1) 申請受理体制等の強化

ア いわゆる外免切替に係る申請希望者の滞留状況等に応じて、申請から交付までの各業務について、必要な人員が配置されているかを確認するなどし、人員の確保に努めること。

イ 繁忙時における他係からの一時的な応援等も考えられることから、関係事務を行うことのできる職員の育成に努めること。

(2) 手続時間の短縮・効率化に向けた運用の改善

ア 外免切替手続の滞留の大きな要因の一つとして、書類審査に時間がかかっていることを踏まえ、申請に必要な書類のチェックリストを活用した事前の書類確認や、郵送による書類の予備審査を実施するなど、書類審査の短縮に努めること。

イ ベトナム・パキスタン等の一部の国については、免許発給事実について、当局のウェブサイトで検索可能であることから、これを活用した免許発給事実の確認等に努めること。

ウ 自動車の運転に関する実技の確認については、試験場コース・車両等が効率的に運用されているかを確認し、キャンセル枠や運転免許技能試験の申請者枠との柔軟な振替を検討するなど、所要日数の短縮を図ること。

エ 自動翻訳機や音声翻訳アプリの導入を図り、関係者への説明の充実に努めること。

(3) 留意事項

「不正に取得された疑いのある外国等の国内運転免許証を用いた日本運転免許不正取得事案への適切な対応について」（令和元年8月27日付け警察庁丁運発第76号ほか）等に基づき、引き続き、外国等の運転免許証の真正性の確認を徹底するよう留意するとともに、受験資格や当該外国等の滞在期間に関する書類審査等を厳格に実施することについても配慮すること。